附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（次条において「法」という。）の施行の日（令和三年六月十五日）から施行する。

（経過措置）

第二条　法第十二条第四項の知識及び能力に関する国土交通大臣が定める要件に該当する者で、この省令の施行の日から一年を経過する日までに国土交通大臣が指定する講習を修了したものは、登録証明事業による証明を受けている者とみなす。

第三条　この省令の施行前にその課程を修了した講習であって、前条又はこの省令による改正後の賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則第十四条第二号の講習に相当するものとして国土交通大臣が定めるものは、それぞれ前条又は同号の講習とみなす。

（地方整備局組織規則の一部改正）

第四条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（建政部の所掌事務）	（建政部の所掌事務）
第七条　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十四の二　（略）	一～十四の二　（略）
十四の三　賃貸住宅管理業者の登録及び監督に関すること。	十四の三　賃貸住宅管理業者の登録に関すること。
十四の四～四十八　（略）	十四の四～四十八　（略）
（不動産業適正化推進官）	（不動産業適正化推進官）
第三十八条の三　（略）	**第三十八条の三**　（略）
2　不動産業適正化推進官は、命を受けて、宅地建物取引業者、マンション管理業者、住宅宿泊管理業者、賃貸住宅管理業者及び特定転貸事業者等の監督に関する事務で重要事項に関するものを整理する。	2　不動産業適正化推進官は、命を受けて、次に掲げる事務を整理する。
（削る）	一　宅地建物取引業者、マンション管理業者、住宅宿泊管理業者及び特定転貸事業者等の監督に関する事務で重要事項に関すること。
（削る）	二　賃貸住宅管理業に係る取引の適正化に関する事務で重要事項に関すること。
（計画・建設産業課の所掌事務）	（計画・建設産業課の所掌事務）
第八十一条　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第八十一条**　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十三の三　（略）	一～十三の三　（略）
十三の四　賃貸住宅管理業者の登録及び監督に関すること。	十三の四　賃貸住宅管理業者の登録に関すること。
十三の五～二十六　（略）	十三の五～二十六　（略）